

# 新型コロナ対策を万全に

## 組合員の安全が第一

新型コロナウイルスの感染は世界規模で加速しており、仲間の仕事への影響も出てきています。住宅設備関連では納期が遅れ、イベントの相次ぐ中止で仕事が無くなった仲間など、困難な事例が寄せられています。4月7日、政府は緊急事態宣言を発表。同日、東京都が緊急事態措置を発したことを受けて、東京土建中野支部は以下の通り対応します。組合員のみならずにはご不便をおかけしますが、何より仲間の安心、安全のためにご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- 5月度支部執行委員会：中止し議案を分会配付。
- 専門部会：5月まで、財政部を除き原則中止。分会還元金は4月23日（木）以降、支部で支払い。
- 分会六役会議：5月まで分会判断とするが、実施の際は感染予防に配慮し時短で。
- 分会執行委員会、分会財政部会：5月まで、納入明細など必要なものだけやりとりし、時短で実施。
- 支部納入日（4月20日）：納入明細等、必要なものを支部事務所に持参して退所。

### 改正民法 契約書の取り交わしを

4月1日付で施行されている改正民法。全建総連（新築）、住宅リフォーム推進協議会（リフォーム）のホームページに、それぞれ契約書などが掲載されています。新型コロナウイルスの影響で工期を変更する場合、別途合意書が必要です。

### 大型連休にご注意を～保険証等

今月末からゴールデンウィークが始まります。この間の健康保険証、限度額認定証などの手続きは通常通り受け付けますが、処理には時間を要します。住所変更など、急を要さない（とりあえず受診できる）ものは、5月7日（木）以降にお願いします。

### ご利用ください 無料相談

#### ■法律相談

日時 4月17日（金）10:00～12:00  
会場 東京土建中野支部会館2階応接室

#### ■経営相談

日時 4月23日（木）10:00～12:00  
会場 けんせつプラザ東京（大久保駅）

※いずれも電話予約が必要（03-3388-5441）

●群会議：5月まで、組合費と最小限の配付物のやりとりのみ実施。分会センターに人が滞留しないよう、入り口に人を配置し、入場制限などの対策を。

●春の拡大行動：原則として夜間行動は全て中止。

●窓口対応：本支部とも、輪番制やテレワークなどで機能は維持。健康保険証の手続きなどの通常業務を行うが、支部窓口は閉め、原則として電話、郵送、メールで対応。窓口対応は完全予約制とし、感染に備え、受付で氏名と連絡先の記入を求める。

●労働保険年度更新：別項の通り郵送対応。

●支部健診：厚生労働省からの通達により、5月まで全て中止。

●組合活動：メーデー、住宅デー、地域イベントなどは、原則として全て中止、もしくは延期。

●会館貸出：全て中止。

### ■書記局が感染した場合の対応

・感染者を原則2週間出勤停止とし、消毒などのため事務所機能を停止する。

・停止後、速やかに全組合員に通知し、支部会館外部やホームページ上に告知する。感染者の出勤日を特定し、接触した可能性のある組合員にも連絡の上、PCR検査などを受ける。

・本部と情報を共有しながら、緊急性の高い業務から整理、精査の上対応する。

・いずれも状況に応じて柔軟に対応する。

### 労働保険の更新をお忘れなく

郵送

事業所に関する労働保険の更新が始まります。今回は緊急対応として、全て郵送でのやりとりとさせていただきます。

この手続きは、更新だけでなく、保険の適正加入や雇用保険の加入者を突合せせるものです。ご面倒をおかけしますが、よろしくお願ひします。

#### ■手続きの流れ

①書き方見本を参考に「一括有期事業報告書」「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」など、送付された書類を完成させてください。

②賠償保険、上乗せ保険などがある方は「確定申告書（個人）」「損益計算書（法人）」などを同封してください。

③処理後、保険料の計算書を送付します。保険料は記載の口座への振り込み、またはコンビニ収納でお支払いください。問い合わせ ☎03-3388-5441